



1. 早期一部支払とは

追加賠償（中間指針第5次追補にかかる損害賠償）を請求した場合を中心に、東京電力が答弁書で賠償を認めた部分について、先行して和解を成立させ、早期に支払いを受けることができる制度です。

申立人が希望する場合、ADRセンターの和解仲介手続の中で実施します。

早ければ、申立書の提出から3か月程度で和解金の支払いを受けることができます。

2. 手続の流れ

